

「医療的ケア児」とは

日常生活及び社会生活を営むために、恒常に、人工呼吸器、経管栄養、喀痰吸引、気管切開の管理、酸素療法、ネブライザーの管理、中心静脈カテーテルの管理、導尿等の医療的ケアを受けることが不可欠である児童のことです。



対象者

福岡市にお住まいの
医療的ケア児等とそのご家族



地域で安心して暮らせるよう
ご本人やご家族の声に応えながら
ともに考えていきますので、
お気軽にご相談ください

**医療的ケアがあっても
「地域で暮らす」を
応援します**

お問い合わせ先

福岡市障がい者基幹相談支援センター

担当：医療的ケア児等伴走支援員

住所 〒810-0072

福岡市中央区長浜1-2-8

福岡市立心身障がい福祉センター
(あいあいセンター)4階

電話番号 092-406-2580

MAIL ikea-kikan@fc-swc.org

受付時間 平日 9:00～17:00



福岡市
医療的ケア児等
相談支援事業



ホームページ

「いま」のこと、「これから」のこと、ともに考え、ともに歩む。

医療的ケア児等伴走支援員が、入院中から医療機関と連携し、地域生活への移行をサポートします。退院後も、ライフステージに合わせて伴走しながら、切れ目なく相談支援を行い、日常の困りごとや将来への不安をお伺いします。

※ 実際にご家族からあった相談内容の一部を掲載しています

・家ではどんな生活になるのかな？

・どんな地域資源があるのか知りたい

・ケアのことで気が休まる瞬間がない。自分の時間が欲しい

・いずれは就労したいけど、就労できるのかな？

・きょうだい児のことも、もっと気にかけてあげたい

・医療的ケアが必要でも、お友達と過ごせる場所はあるのかな？

・どこの学校に行けばいいのかな？行きたい学校に行くのかな？

・通学・授業・行事等での医療的ケアは、誰が対応してもらえるの？

・身体が大きくなったり、ケアが増えたりして、対応が難しくなってきた

・成人移行期の医療や介護に向けてどうすればいい？

・卒業後はどのような進路があるのかな？

・親に何かあったときに、地域での生活が継続できるのかな？



ご相談内容に応じて、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関と連携し、より良い方法を一緒に検討します。